

後見センターレポート vol.26 (令和3年12月)



診断書の書式が改定されました。

後見センターでは、後見等の開始申立て及び任意後見監督人選任申立ての際に、診断書の提出をお願いしています。提出された診断書は、本人の精神上的障害の有無や判断能力の低下の有無・程度、鑑定の要否を判断するための資料として用いられています。

平成31年4月から現行の書式を使用していたところ、このたび、最高裁判所において診断書の書式が改定されました。

後見センターでの新しい診断書の運用は令和4年4月1日以降の申立てからとなりますので、御協力をお願いします。

なお、新しい診断書の運用開始時期は各家庭裁判所によって異なりますのでご注意ください。

※ 診断書の書式については、後見ポータルサイトからダウンロードからできます。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html

～未成年後見人の方へ～

成年年齢が18歳に引き下げられます！



成年年齢が、令和4年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。

未成年後見人においては、未成年者が成人に達した日から10日以内に、未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市町村役場に後見終了届を提出してください。

また、未成年者が成人に達した日から2か月以内に、未成年者に対し、未成年後見人が管理していた財産について管理の計算を行い、未成年者の財産を未成年者に引き継いでください。その上で、未成年者が成人に達した日から3か月以内に、後見センターに対し、未成年者が押印した引継書をご提出ください。詳しくは「未成年後見人Q&A」もご参照ください。